

第 6 号

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 2 年 9 月 1 1 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例  
熊本県内部組織設置条例（昭和 2 7 年熊本県条例第 9 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改め、同号イを削り、同号ウを同号イとし、同条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 観光戦略部

ア 観光に関する事項

イ 物産の振興に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(熊本県労働審議会条例の一部改正)

2 熊本県労働審議会条例（昭和 4 4 年熊本県条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改める。

(ようこそくまもと観光立県条例の一部改正)

3 ようこそくまもと観光立県条例（平成 2 0 年熊本県条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条中「商工観光労働部」を「観光戦略部」に改める。

(提案理由)

商工観光労働部の体制を強化するため、同部を改編し、商工労働部及び観光戦略部を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。